

吸收合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項)

2025 年 5 月 1 日

東京都江東区木場一丁目 5 番 1 号

株式会社フジクラ

代表取締役 岡田 直樹

株式会社フジクラ（以下「当社」といいます。）は、2025 年 2 月 10 日付で第一電子工業株式会社（以下「DDK」といいます。）との間で締結した吸收合併契約（以下「本吸收合併契約」といいます。）に基づき、2025 年 5 月 1 日を効力発生日として、当社を吸收合併存続会社、DDK を吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本吸收合併」といいます。）を行いました。

本吸收合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸收合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2025 年 5 月 1 日

2. 吸收合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

（1）会社法第 784 条の 2 の規定による請求（差止請求）に係る手続の経過

DDK は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

（2）会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

DDK は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

（3）会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

DDK は、新株予約権を発行していませんでしたので、該当事項はありません。

（4）会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

DDK は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2025 年 3 月 17 日付の官報及日刊工業新聞により債権者に対する公告を行いましたが、申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸收合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

（1）会社法第 796 条の 2（差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

本吸收合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易合併）に該当するため、当社の株主は、会社法第 796 条の 2 に規定する差止請求をすることができません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

本吸收合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易合併）に該当するため、当社の株主は、会社法第 797 条第 1 項に規定する反対株主の株式買取請求をすることができません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2025 年 3 月 17 日付の官報及び電子公告により、債権者に対する公告を行いましたが、申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本吸収合併の効力発生日である 2025 年 5 月 1 日をもって、DDK からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおり。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2025 年 5 月 1 日

7. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

DDK は、2025 年 5 月 1 日を効力発生日として、本吸収合併に先立って、DDK を吸収分割会社、株式会社フジクラエナジーシステムズ（以下「FES」といいます。）を吸収分割承継会社として、DDK が営む、DDK の沼津事業所の特機及び産機（特殊機器及び産業機器をいいます。）の事業に関する権利義務を FES に承継させる吸収分割を行いました。

以上

別紙 DDK 事前開示書面

吸收合併に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示事項)

2025 年 3 月 17 日
東京都江東区木場一丁目 5 番 1 号
第一電子工業株式会社
代表取締役社長 小堀 資生

第一電子工業株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社を吸收合併消滅会社、株式会社フジクラ（以下「FJK」といいます。）を吸收合併存続会社として、2025 年 5 月 1 日を効力発生日として、吸收合併（以下「本吸收合併」といいます。）を行うことを決定し、2025 年 2 月 10 日付で、両者の間で吸收合併契約（以下「本吸收合併契約」といいます。）を締結しました。

本吸收合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

なお、本吸收合併は、当社においては会社法第 784 条第 1 項に規定する略式合併となります。

1. 吸收合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）

吸收合併存続会社である FJK は、吸收合併消滅会社である当社の完全親会社であることから、本吸收合併に際して、合併対価として株式又はこれに代わる金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）

（1）吸收合併存続会社（FJK）についての次に掲げる事項

ア 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

イ 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

ウ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社（当社）の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2025年2月7日付で、株式会社フジクラエナジーシステムズ（以下「FES」といいます。）との間で、当社を吸収分割会社、FESを吸収分割承継会社として、当社が営む、当社の沼津事業所の特機及び産機（特殊機器及び産業機器をいいます。）の事業に関する権利義務を、2025年5月1日を効力発生日として、FESに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにつき、吸収分割契約を締結しました。なお、本吸収合併の効力発生は本吸収分割の効力発生を条件としております。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社（FJK）の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本吸収合併の効力発生日以後のFJKの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併の効力発生日以後のFJKの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、FJKの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがいまして、本吸収合併の効力発生日以後におけるFJKの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙1 本吸收合併契約



吸收合併契約書

株式会社フジクラ（以下「甲」という。）と、第一電子工業株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり吸收合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

1. 甲及び乙は、甲を吸收合併存続会社、乙を吸收合併消滅会社として、本契約に従い吸收合併を行う（以下「本吸收合併」という。）。
2. 吸收合併存続会社となる甲及び吸收合併消滅会社となる乙の商号及び住所は以下のとおりである。

吸收合併存続会社（甲）

商号：株式会社フジクラ

住所：東京都江東区木場一丁目 5 番 1 号

吸收合併消滅会社（乙）

商号：第一電子工業株式会社

住所：東京都江東区木場一丁目 5 番 1 号

第2条（本吸收合併に際しての株式等の交付及び割当て）

乙は甲の完全子会社であるため、甲は、本吸收合併に際し、乙の株主に対して一切の対価を交付しない。

第3条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸收合併により甲の資本金及び準備金はいずれも増加しない。

第4条（効力発生日）

1. 本吸收合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2025年5月1日とする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。
2. 前項にかかわらず、本吸收合併の効力は、乙と株式会社フジクラエナジーシステムズ（以下「FES」という。）との間で締結された2025年2月7日付吸收分割契約書に基づく吸收分割（以下「本件吸收分割」という。）の効力が生ずることを条件として、生じるものとする。

第5条 (株主総会における承認)

1. 甲においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併手続により、会社法第795条第1項に定める甲の株主総会における本契約の承認を得ることなく本吸收合併を行うものとする。
2. 乙においては、会社法第784条第1項の規定に基づく略式合併手続により、会社法第783条第1項に定める乙の株主総会における本契約の承認を得ることなく本吸收合併を行うものとする。

第6条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれ業務の執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利関係に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には事前に相手方の同意を得たうえで、これを実行する。

第7条 (従業員の処遇)

甲は、効力発生日に乙に在籍する従業員（本件吸收分割に基づきFESに雇用契約が承継される従業員を除く。以下、本条において同じ。）全員を引き継ぐものとし、乙の従業員の取扱いについては、甲及び乙が別途協議の上決定する。

第8条 (本契約の変更及び解除)

本契約の締結日から効力発生日までの間において、不可抗力その他の事由により甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸收合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他必要が生じた場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができる。

第9条 (準拠法及び管轄合意)

本契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本吸收合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、定める。

[以下余白]

本契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲及び乙は、各自記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 2 月 10 日

(甲) 東京都江東区木場一丁目 5 番 1 号

株式会社フジクラ

代表取締役 岡田 直樹



印 (法務局届出印)

(乙) 東京都江東区木場一丁目 5 番 1 号

第一電子工業株式会社

代表取締役 小堀 資生



印 (法務局届出印)



別紙2 FJKの最終事業年度に係る計算書類等

第176期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

事業報告、計算書類及び連結計算書類

株式会社フジクラ



なお、業務の適性を確保するための体制及び運用状況、連結注記表、個別注記表については、記載を省略しています。

事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

ア 2023年度の業績の概況

当社グループの2023年度の業績は、売上高は前年度比0.8%減の7,998億円、営業利益は同1.0%減の695億円となりました。新型コロナウィルス感染症（COVID-19）感染拡大の影響がほぼ見られなくなったことに伴う巣ごもり需要の減退などの影響を受けましたが、昨年度から継続している円安の追い風を受けて、売上高と営業利益はともに過去2番目の業績となりました。

売上面では、エレクトロニクスセグメントで、巣ごもり需要の反動に伴う在庫調整等により減収となりました。他方、自動車セグメントで、新車種向け製品の立ち上げがあったことで増収となりました。また、利益面では、情報通信セグメントで、欧米の通信キャリア向けやデータセンタ向けの需要減が響いて減益となりました。エレクトロニクスセグメントで、需要減に伴って減益となりました。他方、自動車セグメントで、コスト改善効果等があつて増益となりました。エネルギーセグメントで、好調な需要と売価改善効果があいまって増益となりました。

経常利益は、営業外収益83億円、営業外費用81億円を計上して前年度比2.7%増の697億円となりました。

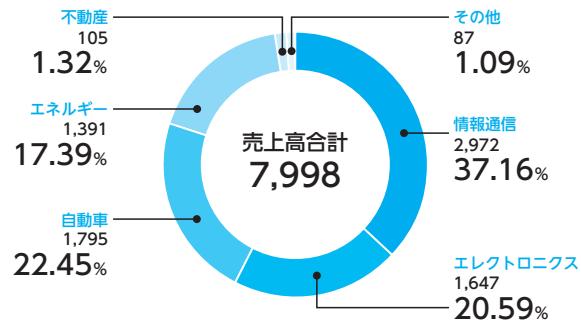
これに、政策保有株式の売却益など特別利益として合計7億円を、減損処理や自動車セグメント構造改革に伴う費用など特別損失として合計62億円を計上いたしました。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比24.8%増の510億円となりました。

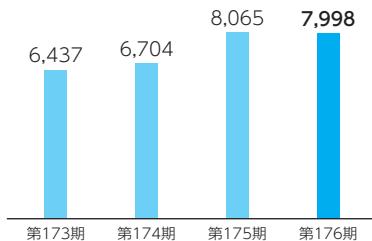
【業績ハイライト】

(単位：億円)

	第175期 (2022年度)	第176期 (2023年度)	増 減
売上高	8,065	7,998	△67
情報通信	2,913	2,972	60
エレクトロニクス	1,973	1,647	△326
自動車	1,559	1,795	237
エネルギー	1,383	1,391	8
不動産	108	105	△3
その他	129	87	△42
営業利益	702	695	△7
情報通信	406	392	△14
エレクトロニクス	276	166	△110
自動車	△66	12	78
エネルギー	43	87	44
不動産	50	49	△1
その他	△7	△11	△4
経常利益	679	697	18
親会社株主に帰属する当期純利益	409	510	101
純資産	2,944	3,666	722
総資産	6,568	7,239	671



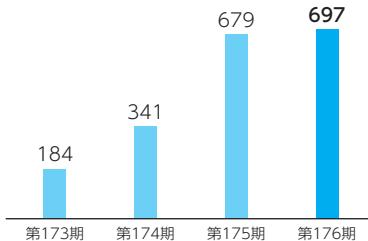
売上高



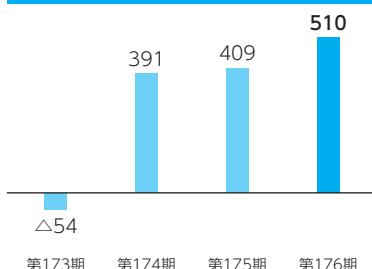
営業利益



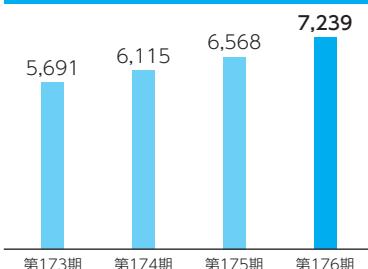
経常利益



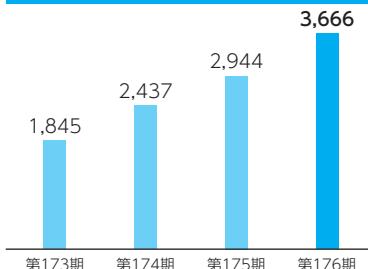
親会社株主に帰属する当期純利益



総資産



純資産

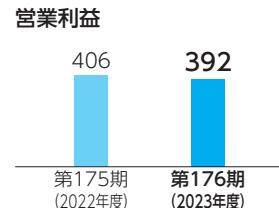


【各セグメントの業績ハイライト】

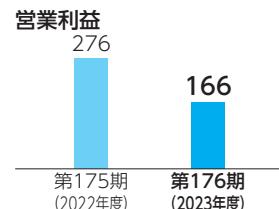
(単位：億円)



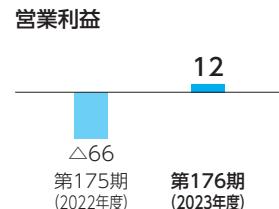
情報通信 セグメント



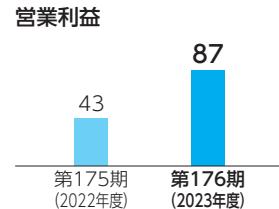
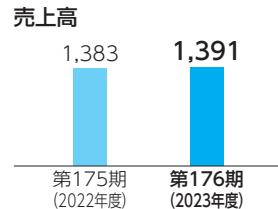
エレクトロニクス セグメント



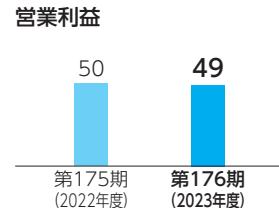
自動車 セグメント



エネルギー セグメント



不動産 セグメント



イ 2024年度の事業計画

2024年度の連結の事業計画は、売上高8,300億円（前年度比3.8%増）、営業利益700億円（同0.7%増）、経常利益680億円（同2.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は500億円（同2.0%減）としています。

これは、通信キャリア顧客における投資抑制が次期も継続する一方で、生成AI需要拡大を背景としたデータセンタにおけるインフラ投資の加速が見込まれること等を反映したものです。また、当期営業黒字化した自動車セグメントにつきましては、引き続き収益性改善に取り組んでまいります。為替については、2023年度において1ドル144.59円であったところ、2024年度は円安傾向が継続すると見込み1ドル145円を想定レートとしています。

株主の皆様への利益還元は、配当性向30%を目安とする2025年中期経営計画（以下、「25中期」といいます。）の基本方針に基づき、中間配当、期末配当とも1株当たり27.5円の合計55円（2023年度の配当合計額と同額）を予定しています。

	2023年度		2024年度		2025年度 中期計画
	中期計画	実績	中期計画	業績予想	
連結売上高	7,700億円	7,998億円	8,000億円	8,300億円	8,250億円
連結営業利益	600億円 (7.8%)	695億円 (8.7%)	700億円 (8.8%)	700億円 (8.4%)	850億円 (10.3%)
連結株主資本利益率（ROE）	14.4%	16.7%	14.5%	14.0%	16.5%
連結投下資本利益率（ROIC）	10.7%	11.1%	10.6%	10.4%	12.8%
連結自己資本比率	44.6%	47.1%	47.2%	50.1%	51.7%

(2) 対処すべき課題

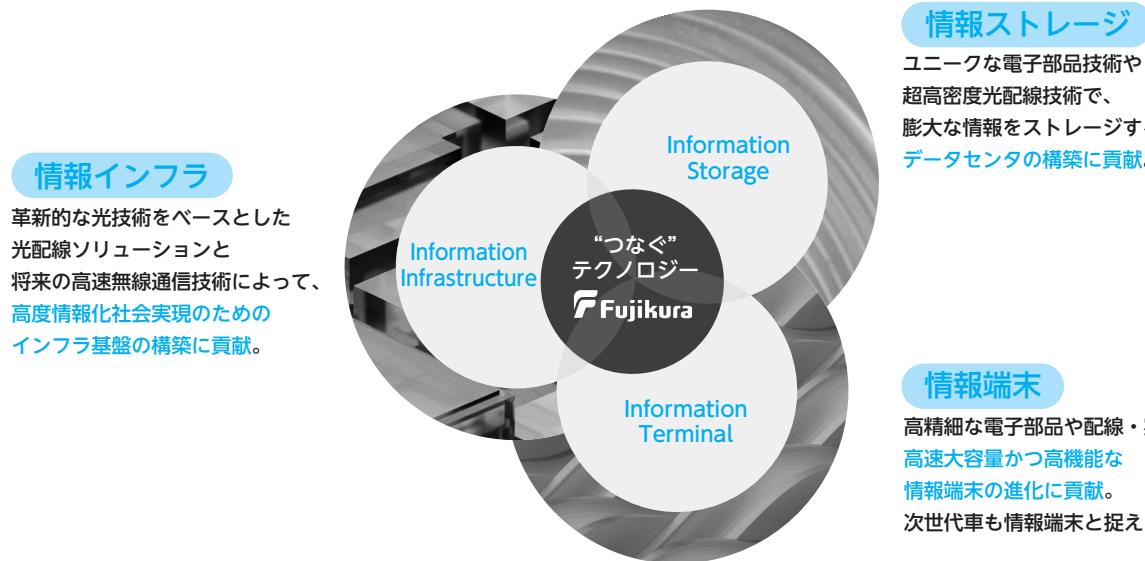
ア 2025年中期経営計画

(ア) 概要

当社は、当社グループの持続的な成長を図り、更なる企業価値の向上を実現するために、2023年度を初年度とする3か年の25中期を策定し、昨年5月に公表いたしました。

25中期では、当社が培ってきた“つなぐ”テクノロジーを軸に、基盤技術やコア技術を存分に活かせる「情報インフラ」「情報ストレージ」「情報端末」の3つを、核心的事業領域として位置付け、経営資源を集中的に投入し、高収益な企業グループを目指してまいります。

2025年中期経営計画 核心的事業領域



また、SDGs（持続可能な開発目標）に示された社会課題の一つである“カーボンニュートラル”は、新たなビジネス創出の好機です。核融合発電への利用が見込まれている超電導線材を始め、ファイバーレーザやEV（電気自動車）などの分野において、当社の技術力を活かし技術開発・製品開発を進めてまいります。

加えて、25中期では、今後の財務戦略の核となる中期キャピタルアロケーションポリシーを策定しております。当ポリシーに基づき、将来の成長に向けた事業投資・戦略投資の実行、財務の健全性確保、及び株主還元のバランスを図り、資本効率を意識した経営を実行してまいります。

＜キャピタルアロケーションポリシー＞

- ・成長投資：1,050億円*を中心的事業領域に重点投資
- ・戦略投資：300億円*を新規事業に機動的に投資
- ・株主還元：連結配当性向30%を目安
- ・財務の健全性確保：自己資本比率50%以上を目標

* 金額は、25中期において想定した営業キャッシュフロー等の累計額に基づくものです。

(イ) 情報インフラ

情報インフラの分野では、革新的な光技術をベースとした光配線ソリューションと将来の高速無線通信技術によって、高度情報化社会実現のためのインフラ基盤の構築に貢献します。

この分野では2024年度及び2025年度において特に以下の点に注力いたします。

【新規市場・新規顧客の開拓】

当社の戦略商品である「Spider Web Ribbon®/Wrapping Tube Cable®」（以下、「SWR®/WTC®」といいます。）などを利用する光配線ソリューションを基軸に、北米におけるビジネスの深耕を図るとともに、新規市場として、欧州大陸や中東・アジア・オセアニア地域におけるビジネスの拡大に注力してまいります。

米国では、金利上昇等を背景に2023年度下期以降、通信会社の投資抑制傾向が続いております。しかしながら、連邦政府の主導のもとデジタルデバイドの解消を目的として超高速ブロードバンド基盤の整備・拡大が進められる見込みです。この動きは2024年度下期以降に本格化すると想定されているところ、米国政府はこの投資で使用される製品は米国製であることなどを求めていることから、当社は米国内でのSWR®/WTC®の生産体制構築と米国企業との戦略的提携等による拡販を推進いたします。

また、新規市場開拓においては、当年度までに中東の大手通信会社のブロードバンドネットワークに当社のSWR®/WTC®が採用されました。また、市場における競争力向上の観点から台湾のケーブルメーカーとの技術提携によるWTC®多心化を推進しております。

2024年度以降もかかる推進を含めた技術開発や生産性改善により、顧客のニーズに合致した競争力のある製品を創出し、ビジネス拡大につなげてまいります。

【新たなビジネスモデルへの挑戦】

当社は、光ファイバ・光ケーブル・光部品・光融着接続機の製造からネットワーク設計・施工までをワンストップで提供できる強みを活かし、北米での新規ビジネスモデルに取り組んでおります。

具体的には、カナダにおいて、過去10年間で延べ85万回線のファイバ網を構築した実績をもとに、ダークファイバ・プロバイダ事業¹の開始を決定いたしました。本事業は、カナダにおいてもデジタルデバイド解消

は喫緊の課題であることを踏まえ、当社と現地の有力な通信事業者が共同で広く投資家の出資を募って立ち上げた事業体によって光ネットワークを構築し、通信事業者にネットワークを貸し出すことを含む事業であり、当地での当該課題の解消・超高速ブロードバンドの普及に貢献します。また、米国では、スタジアムや屋内スポーツ会場、空港など大勢の人が集まることが想定されている限られたエリア内での高速・高品質のデータ通信を可能とするDAS²-Local5Gビジネスを推進します。

* 1 敷設されたまま活用の進んでいない光ファイバ網を貸し出すこと等により活用を進める事業を指します。

* 2 Distributed Antenna System（分散型アンテナシステム）の略で、基地局から届く電波を光ケーブルによって分配してより広いエリアを通信対象に含めることができるシステムです。

（ウ）情報ストレージ

情報ストレージの分野は、近年、生成AIの普及・拡大により設備投資が活況である「データセンタ市場」を対象とした事業領域となります。当社は、データセンタの高度化・大型化により、対策が急務となっているデータセンタ内のスペースやエネルギーの効率化に対して、超高密度光配線技術やユニークな電子部品技術で課題解決に貢献してまいります。

まず、データセンタにおけるサーバやストレージの増加に伴い、小型多心光コネクタを始めとする光部品の需要が拡大しております。当社は、かかる需要増加に対応するために生産体制を強化いたします。具体的には、メキシコのモントレーにある工場を拡張したほか、欧州のデータセンタ市場の需要を取り込むべく、ポーランドに光部品の生産工場を立ち上げ、2024年初旬に稼働を開始致しました。また、日本国内においても生産能力向上を目的とした投資を行ってまいります。

次に、データセンタにおける省電力かつ大容量の記憶媒体として注目が集まるHDD製品に関しては、「熱アシスト磁気記録方式」や「マイクロ波アシスト磁気記録方式」など新たな磁気記録方式を用いたHDDに対応する技術開発を推進いたします。加えて、データセンタの発熱量の増加に伴う効率的かつ高性能な冷却システムの需要増加に対しては、新型の積層型コールドプレートの開発を進めるなど当社の技術を活用したソリューション提案を強化し、当社のシェア拡大につなげてまいります。

（エ）情報端末

情報端末の分野は、スマートフォンやPCを始め、AR（Augmented Reality：拡張現実）やVR（Virtual Reality：仮想現実）、ドローンなどを対象とした事業領域となります。また、「走る情報端末」といわれ、高度な自動運転の社会実装を視野に様々な技術革新が進む自動車も当分野に含めております。

当社は、基盤技術やコア技術となる配線・実装技術を有しております、これらを活かした付加価値の高いコネクタ、電子ワイヤ、各種センサ類などの高精細な電子部品を取り扱っております。これらはPC・ウェアラブル機器、産業機械や医療機器など幅広い分野で使用されております。

情報端末は、今後、さらに高密度・高精細・多機能化へのニーズが高まると考えており、当社の高度な製造技術により当該ニーズに対応してまいります。

また、自動車業界では「CASE」（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）といわれる100年に1

度の大変革期を迎えております。当社は、これまで培ってきた優良な顧客基盤と世界に広がる生産拠点を有効に活かしながら、CASEによる次世代車を新たなビジネスプラットフォームとして位置づけ、「技術のフジクラ」による新規事業の創出に挑戦してまいります。

(オ) Beyond 2025

当社は、25中期の先を見据え、超電導・ファイバレーザ・EVの3つのテーマにおいて新たな事業の創出に取り組んでおります。特に超電導の分野では以下の取組みを進めております。

当社は、レアアース系高温超電導線材において世界トップレベルの性能と量産技術を保有しています。超電導線材を用いたコイルは、次世代のクリーンエネルギーとして各国で実用化に向けた取り組みが進む核融合発電における重要な部材であり、当社は核融合発電の実現に貢献すべく、この分野において様々な取組みを推進しております。具体的には、当社は京都大学発のスタートアップ企業「京都フュージョニアリング株式会社」に資本参加しました。同社と共同して核融合発電の技術実現に取り組み、英国原子力公社（UKAEA）から受注した「核融合炉用高温超電導マグネット領域の研究推進」において当社がマグネットの設計・製造を担当するなど、同社との協働を進めております。また、内閣府主導で発足した産官学の連携組織「一般社団法人フュージョンエネルギー産業協議会（通称：J-Fusion）」に発起人として参画いたしました。

今後は、核融合発電の取り組みが進むにつれ、超電導線材の需要増が見込まれることから、同線材の生産能力の増強を進めてまいります。

(カ) 新事業創生・研究開発部門

当社が持続的に成長していくためには、経営戦略・事業戦略に沿って常に事業や製品・技術の新陳代謝を続けていくことが不可欠です。この部門では、革新的な情報通信ネットワークの構築や環境負荷低減などにより社会に貢献することを目指して、当社事業と親和性が高い「次世代光通信」、「ミリ波応用」及び「次世代エネルギー」を中心とした技術分野で研究開発を進めています。

次世代光通信の分野では、生成AIに代表されるデジタル技術の革新によりデータ通信量が指数関数的に増大しているため、情報ネットワークの更なる高速化及び大容量化が求められています。加えて、データセンタ等での消費電力増大への対応も必要です。これらの課題を解決するためにIOWN®構想*に代表される次世代通信技術が求められており、当社でも、マルチコアファイバ（MCF）とその接続技術の開発やデータセンタ等での消費電力低減に貢献できる光電融合領域での研究開発に取り組んでおります。

ミリ波応用の分野では、高速・大容量・低遅延の無線通信技術として、5Gモバイル基地局や固定無線アクセス（FWA）向けに使用される28GHzミリ波ICとモジュールの開発を、また鉄道、高速道路、空港、港湾、工場、工事現場などの事業者向けに使用される60GHzミリ波通信モジュールの開発を進め、顧客への試作品の提供を開始しております。ミリ波は通信以外の用途でも有望な技術であり、その応用技術の開発にも幅広く取り組んでおります。

次世代エネルギーの分野では、ファイバレーザのさらなる高性能化・高出力化を推し進めるとともに、エネル

ギー伝送や情報伝送に応用する研究開発も行っております。

* Innovative Optical and Wireless Network構想の略であり、日本電信電話株式会社（NTT）が提唱する光を中心とした革新的技術を活用した大容量・低遅延・低消費電力を兼ね備えたネットワーク基盤・情報処理基盤の構想です。当社は2021年より、同構想の実現と普及を目指すIOWN® Global Forumに参加しています。

イ ESG

当社グループでは、持続可能な社会への貢献と当社グループの企業価値向上を目指し、サステナビリティに関する5か年の活動計画「サステナビリティ目標2025（2021年度～2025年度）」を制定しています。この目標は、社会課題や国際的なガイドライン、ESG評価機関の評価項目、ステークホルダーの声を参考に、当社として「財務・将来（F）」「環境（E）」「社会（S）」「ガバナンス（G）」の4つのテーマについて2025年度の達成目標を定めたものです。達成目標は、「フジクラグループ環境長期ビジョン2050」「2030年ビジョン」など、既に公表している長期ビジョンに基づき設定しました。なお、「財務・将来（F）」については、上記1（1）イ「2024年度の事業計画」及び（2）ア（ア）「概要」に記載のとおりです。

（ア）環境（E）

テーマのひとつである「環境」においては、企業の気候変動対策が社会から注目されています。当社グループは「フジクラグループ環境長期ビジョン2050」に基づき、2050年までに工場からのCO₂排出量をゼロにするカーボンニュートラル目標を掲げ、その達成に向けた取り組みを進めています。

主な取り組みとして、再生可能エネルギー100%利用を目指す国際団体「RE100」への加盟や、気候変動リスクの開示を進める国際的な活動である「TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」への賛同を表明しており、経済産業省が主導するGXリーグ基本構想^{*1}についても参画（実際にCO₂排出量取引等を実施）するとともに、当社グループとして新たに温室効果ガス排出削減目標を設け、SBT（Science Based Targets）イニシアチブ^{*2}よりSBT（Science Based Targets）認定をクリアし、所定の開示を進めています。引き続き気候変動への取り組みに努めてまいります。

* 1 GX（グリーントラストフォーメーションの略。2050年カーボンニュートラルや、2030年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けて、経済社会システム全体の変革を進めること。）への挑戦を行い、現在及び未来社会における持続的な成長実現を目指す企業が同様の取組を行う企業群を官・学と共に協働する場（GXリーグ）の設立を進めるために、経済産業省が2023年2月に公表したものです。

* 2 2015年に開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」に基づき、複数の国際的組織が共同で設立したイニシアチブです。SBTiは、企業に対して地球温暖化対策として科学的知見と整合した基準であるSBT（Science Based Targets）の設定支援とその認定を行っています。

(イ) ソーシャル (S) : 人的資本に関する取組み

当社が持続的に成長していくためには、グローバルに活躍できる多様な人財の確保・育成・登用に加え、適切な処遇が必要です。

当社では、グループの人財ビジョン「グループHRMビジョン」に基づく人財育成トータルシステム（「評価」「育成」「強みと課題の認識」「更なる成長へ」のサイクルを継続的に循環させる人財育成システム）により、世界で通用する有能な人財を育てる風土・土壌づくりを進めています。

具体的には、以下の4つの基軸による施策や取り組みを通じて人財価値と社員エンゲージメントの向上を図っています。

- ① 多様な価値観や考え方を受け入れ、お互いを尊重し合う職場環境と柔軟な働き方を追求します。
- ② キャリア形成に必要な学習機会を提供し、社員の成長を後押しします。
- ③ 担う役割と貢献および成果に応じて公正に評価・処遇します。
- ④ 「一人ひとりが主役」となれる組織づくりと適所適材の配置を行います。

(ウ) ガバナンス (G)

a. 当社および当社グループにおけるガバナンス

当社は、2017年に経営の監督と執行を分離して経営判断の迅速化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行しました。以降、経営体制の刷新や取締役会による監督機能強化のためのコーポレートガバナンス強化の取り組みを、継続的に行ってまいりました。

現在の当社の体制は、別にご提供している「業務の適正を確保するための体制」にもありますとおり、業務執行の体制はCEO、CFO、CTOの三頭体制による高度かつ実効的な経営判断に基づく積極果断な事業運営を可能としています。一方、CxOによる業務執行の状況について、非業務執行取締役が過半数を占める取締役会において適切に監督できる体制とするなど、コーポレートガバナンスの強化を図っています。

加えて、当社グループにおけるガバナンス強化を推進すべく、その指針となる「グループガバナンス基本方針」を定めました。これは当社グループ全体で規程類を体系的に構築し、全体のガバナンス強化を図りつつ、当社グループがあたかも一企業のように活動できる環境を整備することを目指すものです。事業運営の面では、各事業セグメントが管下のグループ会社をその規模や機能ごとに直接統制する体制を強化し、他方でモニタリングの面では、当社の各コーポレート機能を有する部署がグループ会社を直接モニタリングする体制を整備することとしています。2024年度においては、当該基本方針を主要なグループ会社に展開することにより、グループガバナンスの強化を図ってまいります。

b. AFLにおけるガバナンス改善

昨年度総会においてもご説明しているとおり、当社の連結米国子会社であるAmerica Fujikura Ltd. (以下、「AFL」といいます。) 及びAFL Telecommunications LLC (以下、「AFLT」といいます。) において、同社のCEO及び当社の取締役を兼務していた者 (以下、「元CEO」といいます。) が不動産、クレジ

ットカード、小切手、航空機などを私的流用した事案（以下、「本事案」といいます。）が発生しました。このような事案を発生させてしまったことにつき皆様に改めて深くお詫び申し上げます。

当社では本事案を踏まえて、AFL及びAFLTのガバナンス改善に取り組んでまいりましたのでご報告いたします。本事案の主な原因は、元CEOに対して事業上の権限が集中していたこと及び元CEOの業務執行に対する牽制の実効性がなかったことの二点であると分析しております。これらの原因を踏まえて、当年度において以下のとおりガバナンスを改善いたしました。

- ① 権限の分散化、CEO及びその他役員の権限の明確化
- ② ガバナンス体制、内部規程等の整備
 - i. 当社の決裁権限表と整合性を持ったAFLの決裁権限の明確化と規程化
 - ii. AFL取締役会傘下の委員会の抜本的な見直し及び専門委員会の新設

上記 ii.の一環としてAFLの経営委員会の実効性の向上を図りました。具体的には、額面の大きい投資などの重要事項の経営判断は同委員会にて協議することを義務付け、かつ経営委員会には法務の専門家を参加させるなどメンバーの見直しと明確化を実施しております。また、AFLにおける専門委員会として指名諮問・コーポレートガバナンス委員会及び報酬諮問委員会を新設し、AFLの取締役の指名・報酬の決定はAFL取締役会及び当社の承認を必須とすることで統制強化を図っています。

以上のことより、本事案のようなガバナンス上の問題が発生しない体制への変革を実施しており、加えて、当社においてAFLの経営委員会議事録のチェックや監査などのモニタリングを実行しております。当社はさらなるガバナンスの改善を継続的に実施して再発防止を図るとともに、この取組みを当社グループ全体へ展開してグループガバナンスの強化を図ってまいります。

なお、当社といたしましては、本事案の調査結果を精査し、法令に則り然るべき手続きを取る予定です。

c. 政策保有株式

当社は、コーポレートガバナンス・コードの原則1-4のとおり、原則として株式を保有しない方針としています。但し、事業戦略上協力関係を結ぶ必要があり、かつ当社の中長期的な企業価値向上に資する場合に限り、その企業の株式を政策保有株式として保有することとしております。

この方針に基づき、当社は藤倉コンポジット株式会社の普通株式4,776,300株を保有しておりましたが、2024年5月13日をもって3,163,800株を売却いたしました。これにより当社の持株比率は6.88%となっております。

当社といたしましては、保有している株式についてはその有用性を適宜検証し、保有継続の是非を取締役会において決定してまいります。

(3) 当社グループの設備投資の状況

当期は、成長分野を中心にメリハリをつけた資源投入を実行するとの基本的な考え方のもと、総額208億円の設備投資を実施しました。

【情報通信セグメント】

光ケーブルトータルソリューションビジネス強化の一環として、佐倉事業所内においてSWR®の新工場の建設を進めています。2025年度中の稼働開始により、SWR®の30%増産を図って高度情報インフラ構築向けで世界的に高まる需要に応えてまいります。新工場の建設に当たっては、DX（デジタルトランスフォーメーション）やGX（グリーントランスフォーメーション）による省人化・省エネ化を図ってまいります。

【不動産セグメント】

深川ギャザリアの価値向上と地域社会への貢献を目的に、医療サービスを中心とした新棟（新北プラザ棟）建設を進めています。（2024年10月竣工予定）

(4) 当社グループの資金調達等についての状況

ア 資金調達の状況

当社は主要取引金融機関との間で2023年10月に600億円の長期（3年）コミットメントライン契約を締結いたしました。なお、当期末におけるコミットメントラインの借入実行残高はありません。

イ 主要な借入先及び借入額（2024年3月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	期末借入金残高
株式会社三井住友銀行	22,507
株式会社みずほ銀行	6,035
株式会社三菱UFJ銀行	5,181
三井住友信託銀行株式会社	5,082
株式会社静岡銀行	3,950
シンジケート・ローン*	60,000
ハイブリッド・ローン*	40,000

* シンジケート・ローン及びハイブリッド・ローンは、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケート団からの借入です。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第173期 (2020年度)	第174期 (2021年度)	第175期 (2022年度)	第176期（当期） (2023年度)
売上高	643,736	670,350	806,453	799,760
営業利益	24,422	38,288	70,163	69,483
経常利益	18,380	34,089	67,897	69,733
親会社株主に帰属する当期純利益 (△は損失)	△5,369	39,101	40,891	51,011
1株当たり当期純利益（△は損失）	△19円50銭	141円85銭	148円27銭	184円96銭
純資産	184,483	243,657	294,384	366,582
総資産	569,124	611,526	656,785	723,867

(6) 当社グループの主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

ア 情報通信セグメント

【主要な事業内容】

光ネットワーク構築のための光ファイバ・ケーブルや各種製品を提供しています。

【主要製品】

光ファイバ・ケーブル、光コネクタ等の接続用部品、光デバイス、光融着接続機、光線路監視システム、光伝送機器、光配線システム、OPGW（光ファイバ複合架空地線）、関連工事

イ エレクトロニクスセグメント

【主要な事業内容】

デジタル家電、携帯機器、産業用機械、医療機器向けなどの電子機器用部品を提供しています。

【主要製品】

FPC、コネクタ、メンブレンスイッチ、電子ワイヤ、HDD用部品、センサ（圧力・酸素）、ヒートパイプ

ウ 自動車セグメント

【主要な事業内容】

各種自動車用部品等を提供しています。

【主要製品】

自動車用ワイヤハーネス、電装品

エ エネルギーセグメント

【主要な事業内容】

産業用、送電・配電用、通信用など多種多様な電線やケーブルを提供しています。

【主要製品】

産業用電線、通信用メタルケーブル、架空送電線、配電線、電力用ケーブル、電線・電力ケーブル用接続部品、巻線

オ 不動産セグメント

「深川ギャザリア」の運営によるビル賃貸事業を行っています。

(7) 当社グループの主要拠点 (2024年3月31日現在)

ア 当社

本社 東京都江東区

事業所 佐倉事業所（千葉県）、鈴鹿事業所（三重県）、沼津事業所（静岡県）

イ 子会社

America Fujikura Ltd. (米国)、(株)フジクラプリントサーキット (東京都)、

Fujikura Electronics (Thailand) Ltd. (タイ王国)、Fujikura Electronic Components (Thailand) Ltd. (タイ王国)、DDK (Thailand) Ltd. (タイ王国)、フジクラ電装(株) (山形県)、

Fujikura Automotive Europe S.A.U. (スペイン)、Fujikura Automotive America LLC (米国)、(株)フジクラ・ダイヤケーブル (東京都)、西日本電線(株) (大分県)

(8) 当社グループの使用人の状況 (2024年3月31日現在)

(単位:名)

セグメント等	従業員数
情報通信セグメント	9,658 (374)
エレクトロニクスセグメント	11,645 (3,493)
自動車セグメント	26,504 (2,182)
エネルギーセグメント	1,433 (257)
不動産セグメント	21 (10)
本社・その他	993 (244)
合 計	50,254 (6,560)

* () は平均臨時従業員数(外数)です。

(9) 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

当社の重要な子会社の概要は以下のとおりであり、それぞれ記載の製品の製造・販売等を行っています。なお、当社連結子会社は95社（前年度比3社増）・持分法適用会社は10社（前年度末に同じ）です。

会社名等	資本金	持分比率	主要な事業内容
America Fujikura Ltd.	202百万USドル	100.0%	光ケーブル、光融着接続機、光接続部品、OPGW、通信関連工事
(株)フジクラプリントサーキット	1,000百万円	100.0%	FPC
Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.	11,552百万タイバーツ	100.0%	FPC
Fujikura Electronic Components (Thailand) Ltd.	3,068百万タイバーツ	100.0%	電子部品
DDK (Thailand) Ltd.	1,730百万タイバーツ	100.0%	コネクタ
フジクラ電装(株)	1,773百万円	100.0%	自動車用ワイヤハーネス
Fujikura Automotive Europe S.A.U.	6万ユーロ	100.0%	自動車用ワイヤハーネス
Fujikura Automotive America LLC	3百万USドル	100.0%	自動車用ワイヤハーネス
(株)フジクラ・ダイヤケーブル	5,400百万円	70.0%	電線・ケーブル
西日本電線(株)	960百万円	60.8%	電線・ケーブル

(10) その他

- ア 当社は、2024年4月1日を効力発生日として、当社の導体事業（電気銅等の材料調達、荒引線及び銅線販売）を当社70%子会社である株式会社フジクラ・ダイヤケーブルに承継させる簡易吸収分割を行いました。
- イ 当社は、2024年4月1日を効力発生日として、当社のファイバレーザ事業に関して、当社100%子会社であるオプトエナジー株式会社との間で、当社を存続会社とする簡易吸収合併を行いました。

2 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,190,000,000株

(2) 発行済株式の総数 295,863,421株 (自己株式19,459,691株を含む。)

(3) 株主数 29,400名 (前期末比840名減)

(4) 大株主

(単位:千株、%)

株主名	所有株式数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	56,326	20.38
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	31,209	11.29
大樹生命保険株式会社	10,192	3.69
株式会社三井住友銀行	8,456	3.06
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	6,777	2.45
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	5,845	2.11
株式会社静岡銀行	5,789	2.09
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	4,737	1.71
JP MORGAN CHASE BANK 385781	3,674	1.33
フジクラ従業員持株会	3,218	1.16

*1 上記所有株式数は株主名簿に基づき記載しています。

*2 当社は自己株式を19,459,691株保有していますが、上表からは除外しています。なお、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）及び執行役員への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口が所有する株式494,988株は、自己株式19,459,691株には含まれていません。

*3 出資比率は自己株式を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況

当年度において、取締役に交付した株式はありませんでした。

* 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (5) 取締役の報酬等」のとおりです。

3 新株予約権等に関する事項 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1) 取締役

地 位	氏 名	地位及び担当
取締役会長	伊 藤 雅 彦	取締役会議長
取締役社長CEO	岡 田 直 樹	監査部、経営戦略部門、コーポレートガバナンス統括部門、コーポレートスタッフ部門、情報通信事業部門、電子部品・コネクタ事業部門、自動車事業部門、生産技術部門、独立事業会社等
取締役CTO	坂 野 達 也	新事業創生・研究開発部門、コーポレート品質統括部門
取締役CFO	飯 島 和 人	経営管理部門、不動産事業部門 ファイナンス統括部長
取締役 監査等委員 (常勤)	成 毛 幸 二	—
取締役 監査等委員 (社外)	花 崎 浜 子	—
取締役 監査等委員 (社外)	吉 川 恵 治	—
取締役 監査等委員 (社外)	山 口 洋 二	—
取締役 監査等委員 (社外)	目 黒 高 三	—

* 1 アンダーラインは代表取締役です。

* 2 監査等委員会の活動の実効性を確保するため常勤の監査等委員を選定しています。

* 3 取締役 監査等委員 花崎浜子氏、吉川恵治氏、山口洋二氏及び目黒高三氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

* 4 取締役 監査等委員 山口洋二氏は、長年にわたって大手都市銀行で枢要な地位にあった経験を持ち、財務・会計について相当程度の知見を有しています。

取締役 監査等委員 目黒高三氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計について相当程度の知見を有しています。

* 5 重要な兼職の状況は次のとおりです。

取締役 監査等委員 花崎浜子氏は、北青山法律事務所所属の弁護士です。当社と北青山法律事務所との間において取引関係はありません。

取締役 監査等委員 吉川恵治氏は、関西ペイント株式会社の社外取締役及びイオンディライト株式会社の社外取締役です。当社は関西ペイント株式会社及びイオンディライト株式会社のいずれの会社とも取引関係はありません。

* 6 取締役 監査等委員 花崎浜子氏、吉川恵治氏、山口洋二氏及び目黒高三氏は、東京証券取引所へ独立役員として届け出ています。

*7 2024年4月1日をもって取締役の地位及び担当を変更し、以下のとおりとしました。

地 位	氏 名	変更後	変更前
取締役CFO	飯島 和人	経営管理部門、不動産事業部門	経営管理部門、不動産事業部門、ファイナンス統括部長
取締役 監査等委員（常勤）	成毛 幸二	取締役会議長	—
取締役を兼任しない執行役員は以下のとおりです。（2024年4月1日現在）			
地位	氏名	担当	
執行役員	浜砂 徹	経営戦略部門	
執行役員	新堂 桂子	コーポレートガバナンス統括部門	
執行役員	森 祐起	コーポレートスタッフ部門	
執行役員	川西 紀行	情報通信事業部門	
執行役員	福原 純二	電子部品・コネクタ事業部門	
執行役員	那須 秀一	自動車事業部門	
執行役員	萬玉 哲也	生産技術部門	

*8 監査等委員である取締役の白井芳夫氏は2023年8月25日開催の第175期定時株主総会にかかる継続会終了の時をもって任期満了となりました。また、取締役会長 伊藤雅彦氏は第176期定時株主総会終了の時をもって任期満了となります。

*9 取締役執行役員 Joseph E. Gallagher氏は2023年5月26日付で、取締役CFO 竹本浩一氏は同年6月5日付で、取締役監査等委員 関川茂夫氏は同年6月29日付で辞任致しました。

（2）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、当該保険契約により、被保険者がその業務執行に起因して法律上負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用が填補されることとなります。また、被保険者のうち当社取締役（監査等委員である取締役を含む）は、保険料のうち5%を個人で負担することとしています。

（3）責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行を担わない取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する額としています。

（4）社外役員に関する事項

当社の社外取締役は花崎浜子氏、吉川恵治氏、山口洋二氏及び目黒高三氏です。

当事業年度における主な活動状況

	出席状況・発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要	
取締役 監査等委員 花 崎 浜 子	当社は、花崎浜子氏に対して、弁護士としての専門的見地と実務経験を生かし、業務執行者から独立した客観的な立場での助言や提言、会社経営の監督機能の発揮を期待しています。 同氏は、取締役会をはじめ当社の経営に関する重要な会議や業務執行者との意見交換の場に積極的に参加し、業務執行者から独立した客観的な立場から、自身の経験及び見識を生かした妥当性・適正性を確保するための必要な助言及び提言を行い、会社経営の監督機能を果たしています。 2023年3月3日の内部通報を契機として、当社の取締役及び米国子会社のCEOを兼務していた者が当該子会社所有資産を私的に使用していた等の事実（以下、「本事案」といいます。）を把握しました。本事案においては、内部通報があるまでその発生を認識しておりませんでしたが、ガバナンスの改善・強化に向けて取締役会その他の場において、弁護士として長年にわたって企業の実務に関与してきた高い専門的見地に基づく統制上の専門的知見等により、有用な意見を積極的に発信するなど、適切にその職務を果たしています。 なお、同氏は、指名諮問委員会の委員を務めており、就任後開催された指名諮問委員会のすべてに出席しています。	（出席状況）取締役会 100% (24/24回) 監査等委員会 100% (20/20回) 指名諮問委員会 100% (6/6回)
取締役 監査等委員 吉 川 恵 治	当社は、吉川恵治氏に対して、長年にわたる企業経営の豊富な経験と見識を生かし、業務執行者から独立した客観的な立場での助言や提言、会社経営の監督機能の発揮を期待しています。 同氏は、取締役会をはじめ当社の経営に関する重要な会議や業務執行者との意見交換の場に積極的に参加し、業務執行者から独立した客観的な立場から、自身の経験及び見識を生かした妥当性・適正性を確保するための必要な助言及び提言を行い、会社経営の監督機能を果たしています。 2023年3月3日の内部通報を契機として、当社の取締役及び米国子会社のCEOを兼務していた者が当該子会社所有資産を私的に使用していた等の事実（以下、「本事案」といいます。）を把握しました。本事案においては、内部通報があるまでその発生を認識しておりませんでしたが、ガバナンスの改善・強化に向けて取締役会その他の場においてグローバル企業における経営管理の視点、専門的な知見等により有用な意見を積極的に発信するなど、適切にその職務を果たしています。 なお、同氏は、報酬諮問委員会の委員長及び指名諮問委員会の委員を務めております。	（出席状況）取締役会 100% (24/24回) 監査等委員会 95.0% (19/20回) 指名諮問委員会 100% (8/8回) 報酬諮問委員会 100% (9/9回)
取締役 監査等委員 山 口 洋 二	当社は、山口洋二氏に対して、長年にわたって大手都市銀行で枢要な地位にあった経験と見識を生かし、業務執行者から独立した客観的な立場での助言や提言、会社経営の監督機能の発揮を期待しています。 同氏は、取締役会をはじめ当社の経営に関する重要な会議や業務執行者との意見交換の場に積極的に参加し、業務執行者から独立した客観的な立場から、自身の経験及び見識を生かした妥当性・適正性を確保するための必要な助言及び提言を行い、会社経営の監督機能を果たしています。 2023年3月3日の内部通報を契機として、当社の取締役及び米国子会社のCEOを兼務していた者が当該子会社所有資産を私的に使用していた等の事実（以下、「本事案」といいます。）を把握しました。本事案においては、内部通報があるまでその発生を認識しておりませんでしたが、ガバナンスの改善・強化に向けて取締役会その他の場において会計税務における企業実務の視点、専門的な知見等により有用な意見を積極的に発信するなど、適切にその職務を果たしています。 なお、同氏は、指名諮問委員会の委員長及び報酬諮問委員会の委員を務めており、報酬諮問委員就任後開催された報酬諮問委員会のすべてに出席しています。	（出席状況）取締役会 100% (24/24回) 監査等委員会 100% (20/20回) 指名諮問委員会 100% (8/8回) 報酬諮問委員会 100% (6/6回)

出席状況・発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する職務の概要

当社は、目黒高三氏に対して、公認会計士としての専門的見地と実務経験を生かし、業務執行者から独立した客観的な立場での助言や提言、会社経営の監督機能の発揮を期待しています。

同氏は、取締役会をはじめ当社の経営に関する重要な会議や業務執行者との意見交換の場に積極的に参加し、独立した客観的な立場から、自身の経験及び見識を生かした妥当性・適正性を確保するための必要な助言及び提言を行い、会社経営の監督機能を果たしています。

2023年3月3日の内部通報を契機として、当社の取締役及び米国子会社のCEOを兼務していた者が当該子会社所有資産を私的に使用していた等の事実（以下、「本事案」といいます。）を把握しました。本事案においては、内部通報があるまでその発生を認識しておりませんでしたが、ガバナンスの改善・強化に向けて取締役会その他の場において会計士として長年にわたって企業の実務に関与してきた高い専門的見地に基づく統制上の専門的知見等により有用な意見を積極的に発信するなど、適切にその職務を果たしています。

なお、同氏は、報酬諮問委員会の委員を務めております。

（出席状況）取締役会	100% (24/24回)	監査等委員会	100% (20/20回)
報酬諮問委員会	100% (9/9回)		

取締役 監査等委員
目 黒 高 三

（5）取締役の報酬等

①取締役報酬の決定に関する方針

監査等委員でない取締役の報酬の決定方針及び報酬等の決定にあたっては、取締役会の諮問機関である報酬諮問委員会（人事担当取締役及び3名の社外取締役で構成し、委員長は社外取締役としています。）の答申を経て、取締役会で決議することとしています。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

当社は取扱製品が多種多様なだけでなく、グローバルに事業を展開しており、取締役の業務も高度で多岐にわたります。このため、取締役の報酬の水準はこれら業務に対応し得る優秀な人材にふさわしいレベルであることを基本とし、複数の調査機関による主に上場会社を対象とした調査結果を参考に、具体的には、以下の3つの区分で取締役の報酬を構成しています。客観的な指標と評価に基づくとともに、業績への連動性を強めた報酬制度を改めて定めたものです。

[1] 「基本報酬」

取締役の監視・監督機能に相当する部分として、役位・グレード別の固定額とします。

[2] 「短期業績連動報酬」

全社業績又は管掌部門の業績に応じた役位・グレード別の基礎額を設定し、一定の指標（営業利益率、株主資本利益率（ROE）、投下資本利益率（ROIC））に基づき、当該基礎額の0%から200%の範囲で支給することとします。これらの指標は、「経営施策が反映されやすい指標」、「株主への利益還元度と相関の強い指標」であり、当社の成長戦略と親和性の高い指標であることから採用しています。なお、当事業年度における「短期業績連動報酬」に係る指標の目標としては、2022年3月期の終わりに取締役会で決議された2023年3月期の連結年度計画より算出した上述の各指標を採用していました。これらと同期の連結年度実績より算出した同指標との比較から達成度を測り、当事業年度における短期業績連動報酬の支給額を決定しています。なお、翌事業年度（2025年3月期）より、当年度計画に対する達成度に加え、前年度実績に対する成長度合いも指標として採用する予定です。

[3] 「株式報酬」

上記 [1] 及び [2] とは別に、取締役の報酬として当社普通株式を交付するものです。取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動によるメリット及びリスクを株主の皆様と共有することで、企業価値の向上に貢献する意識を高めることを主たる目的とするものです。

なお、当該株式の交付を受ける時期は、原則として監査等委員でない取締役の退任時です。

報酬全体に対して、業績や株価によって変動する報酬（短期業績連動報酬及び株式報酬）は最大で概ね5割程度となる見込みです。

一方、業務執行取締役以外の取締役の報酬は、その役割に鑑みて固定額である基本報酬のみとし、短期業績連動報酬及び株式報酬は支給しません。

監査等委員である取締役の報酬の決定方針及び報酬等の決定については、市場環境を踏まえ、その職責を鑑みた固定報酬とし、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

なお、当該方針は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

②取締役の報酬等の総額

(単位：百万円、名)

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	
監査等委員でない取締役	254	163	39	52	6
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	26	25	1	—	2
監査等委員である取締役 (社外取締役)	59	59	—	—	5

* 1 当社には監査等委員でない取締役のうち、社外取締役はありません。

* 2 上記には、2023年5月26日付け及び6月5日付けでそれぞれ辞任した監査等委員でない取締役2名、2023年6月29日開催第175期定期株主総会休会の時をもって辞任により退任した監査等委員である取締役1名、及び2023年8月25日開催第175期定期株主総会（継続会）終結の時をもって任期満了により退任した監査等委員である取締役1名を含んでいます。

* 3 当事業年度における「短期業績連動報酬」に係る主要な指標の目標及び実績値は下記のとおりです。

(業績連動係数)

(単位：%)

指標の種別	目標値 (2023年3月期連結年度経営計画)	実績値 (2023年3月期連結年度経営実績)
連結営業利益率	6.0	8.7
連結株主資本利益率(ROE)	9.8	16.7

* 4 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

(単位：百万円)

氏名	連結報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬
岡田 直樹	101	53	19	29

* 5 監査等委員である取締役に対する業績連動報酬は、2020年度において監査等委員でない取締役であった期間中の業績結果を踏まえ監査等委員である取締役の報酬として決定したものです。

- * 6 取締役会は、当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別報酬について、上記①「取締役報酬の決定に関する方針」の手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しています。なお、監査等委員でない取締役の報酬等の決定にあたっては、報酬諮問委員会において、各取締役の業績評価、報酬水準の市場性、報酬体系及び具体的な報酬額について決定プロセスの公正性及び妥当性を検証することとしており、報酬諮問委員会から公正かつ妥当である旨の答申を受けています。
- * 7 監査等委員会は、当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別報酬について、報酬諮問委員会に出席した監査等委員から報告を受け、協議した結果、報酬諮問委員会における監査等委員でない取締役の報酬等の決定プロセスは適切であり、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っています。
- * 8 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
 - ①監査等委員でない取締役の報酬額は、2017年6月29日開催第169期定時株主総会において年額600百万円以内と決議しています。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、株式報酬の額を年額120百万円以内、株式数の上限を年285千株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しています。同定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は9名（うち、社外取締役はありません。）です。
 - ②監査等委員である取締役の報酬額は、2022年6月29日開催第174期定時株主総会において年額150百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）と決議しています。同定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は6名（うち、社外取締役は5名。）です。
- * 9 2023年8月31日付「役員報酬減額に関するお知らせ」とおり、同年7月31日付「米国子会社における不適切な不動産取得及び類似事案に係る調査の結果に関するお知らせ」で公表した当社の連結米国子会社における不動産の私的流用等の調査結果を踏まえ、当該不適切事案に対する経営責任を明確にするため、同年8月13日付の取締役会において下記①「監査等委員でない取締役の報酬減額の内容」とおり監査等委員でない取締役の報酬の減額を決議しております。また、監査等委員の協議により、下記②「監査等委員である取締役の報酬減額の内容」とおり監査等委員である取締役の報酬の減額を決定しております。

①「監査等委員でない取締役の報酬減額の内容」

職位	減額の内容
取締役会長	月額報酬30%相当額の3か月分
取締役社長CEO	月額報酬30%相当額の3か月分
取締役CTO	月額報酬20%相当額の3か月分
取締役CFO	月額報酬20%相当額の3か月分

②「監査等委員である取締役の報酬減額の内容」

職位	減額の内容
取締役 常勤監査等委員	月額報酬10%相当額の1か月分
取締役 監査等委員（5名）	月額報酬10%相当額の1か月分

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

* PwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併し、名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しております。

(2) 非監査業務の内容

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第37条第1項の規定により、賦課金に係る特例の認定申請書に関する合意された手続

(3) 当社グループ全体での報酬額

(単位：百万円)

	支払額
①当社の当期に係る会計監査人としての報酬等の額	121百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（①の額を含む。）	191百万円

*1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額で記載しています。

*2 重要な子会社であるAmerica Fujikura Ltd.、Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.、Fujikura Electronic Components (Thailand) Ltd.、DDK (Thailand) Ltd.、Fujikura Automotive Europe S.A.U.及びFujikura Automotive America LLCは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

*3 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人及び社内関係部署からの必要書類の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度の監査計画と実績の比較、当事業年度の監査項目別監査時間及び内容などを確認し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、監査等委員全員の同意に基づき、解任する方針です。

また当社の業容、連結グループを含む企業規模の変化、他の監査機関との円滑な提携等の観点から判断して当社の監査業務に重大な支障が生じまたはそのおそれがあると認めた場合、監査等委員会は「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会に提案いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	467,297
現金及び預金	147,760
受取手形	17,872
売掛金	136,169
契約資産	10,157
商品及び製品	38,587
仕掛品	33,062
原材料及び貯蔵品	59,878
その他	24,668
貸倒引当金	△855
固定資産	256,570
有形固定資産	165,696
建物及び構築物	76,058
機械装置及び運搬具	38,605
土地	15,323
リース資産	19,518
建設仮勘定	11,126
その他	5,067
無形固定資産	20,412
のれん	10,095
その他	10,317
投資その他の資産	70,461
投資有価証券	35,207
退職給付に係る資産	1,357
繰延税金資産	16,739
その他	17,294
貸倒引当金	△135
資産合計	723,867

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	200,283
支払手形及び買掛金	78,019
短期借入金	49,558
1年内償還予定の社債	10,000
未払法人税等	5,355
契約負債	4,416
関係会社事業損失引当金	702
その他の引当金	2,080
その他	50,152
固定負債	157,003
社債	10,000
長期借入金	108,008
その他の引当金	330
リース債務	14,635
退職給付に係る負債	10,661
その他	13,368
負債合計	357,285
純資産の部	
株主資本	270,528
資本金	53,076
資本剰余金	26,110
利益剰余金	201,814
自己株式	△10,472
その他の包括利益累計額	70,563
その他有価証券評価差額金	4,844
繰延ヘッジ損益	203
為替換算調整勘定	63,879
退職給付に係る調整累計額	1,638
非支配株主持分	25,490
純資産合計	366,582
負債純資産合計	723,867

(単位：百万円)

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	799,760
売上原価	629,053
売上総利益	170,707
販売費及び一般管理費	101,223
営業利益	69,483
営業外収益	
受取利息	765
受取配当金	662
持分法による投資利益	2,662
為替差益	3,213
その他	1,022
	8,324
営業外費用	
支払利息	3,821
その他	4,253
経常利益	69,733
特別利益	
投資有価証券売却益	668
その他	9
	677
特別損失	
減損損失	3,317
事業構造改善費用	2,288
その他	591
	6,196
税金等調整前当期純利益	64,215
法人税、住民税及び事業税	14,495
法人税等調整額	△3,392
当期純利益	53,112
非支配株主に帰属する当期純利益	2,100
親会社株主に帰属する当期純利益	51,011

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	53,076	26,514	161,721	△10,470	230,842
当期変動額					
剩余金の配当			△10,918		△10,918
親会社株主に帰属する当期純利益			51,011		51,011
自己株式の取得				△2	△2
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△2			△2
連結子会社株式の取得による持分の増減		△363			△363
連結子会社の自己株式の取得による持分の増減		△40			△40
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	△404	40,093	△2	39,687
当期末残高	53,076	26,110	201,814	△10,472	270,528

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,075	38	39,277	△1,694	39,695	23,847	294,384	
当期変動額								
剩余金の配当					—		△10,918	
親会社株主に帰属する当期純利益					—		51,011	
自己株式の取得					—		△2	
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					—		△2	
連結子会社株式の取得による持分の増減					—		△363	
連結子会社の自己株式の取得による持分の増減					—		△40	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,769	166	24,602	3,332	30,868	1,643	32,511	
当期変動額合計	2,769	166	24,602	3,332	30,868	1,643	72,198	
当期末残高	4,844	203	63,879	1,638	70,563	25,490	366,582	

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	168,659
現金及び預金	83,650
受取手形	2,796
売掛金	38,629
商品及び製品	3,402
仕掛品	9,617
原材料及び貯蔵品	3,405
未収入金	13,824
短期貸付金	11,416
その他	1,929
貸倒引当金	△9
固定資産	190,403
有形固定資産	72,765
建物	50,052
構築物	2,163
機械装置	5,064
土地	9,710
建設仮勘定	4,672
その他	1,103
無形固定資産	2,276
ソフトウェア	1,102
その他	1,174
投資その他の資産	115,362
投資有価証券	10,754
関係会社株式	87,767
関係会社出資金	12,973
長期貸付金	8,771
繰延税金資産	2,901
その他	727
貸倒引当金	△8,500
投資損失引当金	△32
資産合計	359,062

(単位:百万円)	
科目	金額
負債の部	
流動負債	100,647
支払手形	78
買掛金	26,656
短期借入金	24,120
1年内償還予定の社債	10,000
未払費用	7,156
預り金	25,361
関係会社事業損失引当金	702
その他	6,573
固定負債	127,420
社債	10,000
長期借入金	107,100
長期預り敷金保証金	7,626
退職給付引当金	1,047
その他の引当金	314
その他	1,333
負債合計	228,067
純資産の部	
株主資本	126,415
資本金	53,076
資本剰余金	28,302
資本準備金	13,269
その他資本剰余金	15,034
利益剰余金	55,458
その他利益剰余金	55,458
固定資産圧縮積立金	950
繰越利益剰余金	54,508
自己株式	△10,422
評価・換算差額等	4,580
その他有価証券評価差額金	4,527
繰延ヘッジ損益	53
純資産合計	130,995
負債純資産合計	359,062

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	239,416
売上原価	205,316
売上総利益	34,100
販売費及び一般管理費	22,839
営業利益	11,261
営業外収益	
受取利息及び配当金	16,668
為替差益	3,116
その他	286
	20,070
営業外費用	
支払利息	1,691
社債利息	53
資金調達費用	611
関係会社事業損失引当金繰入額	463
貸倒引当金繰入額	178
その他	1,070
	4,066
経常利益	27,265
特別利益	
投資有価証券売却益	542
その他	7
	549
特別損失	
減損損失	1,452
事業構造改善費用	30
投資有価証券売却損	21
	1,503
税引前当期純利益	26,311
法人税、住民税及び事業税	1,722
法人税等調整額	△2,140
当期純利益	△418
	26,729

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本						
	資本準備金	資本剰余金			利益剰余金		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	53,076	13,269	15,034	28,302	950	38,697	39,647
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				—		△10,918	△10,918
固定資産圧縮積立金の取崩				—	△0	0	—
当期純利益				—		26,729	26,729
自己株式の取得				—		—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				—		—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△0	15,811	15,811
当期末残高	53,076	13,269	15,034	28,302	950	54,508	55,458

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△10,419	110,606	1,927	40	1,967	112,574
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△10,918			—	△10,918
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—	—
当期純利益		26,729			—	26,729
自己株式の取得	△2	△2			—	△2
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		—	2,600	13	2,613	2,613
事業年度中の変動額合計	△2	15,809	2,600	13	2,613	18,421
当期末残高	△10,422	126,415	4,527	53	4,580	130,995

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社フジクラ
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 剛
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 及川 貴裕

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジクラの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジクラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社フジクラ
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 齊藤剛
指定有限責任社員
業務執行社員 及川貴裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジクラの2023年4月1日から2024年3月31日までの第176期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31までの第176期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施しました。

なお、金融商品取引法における財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人PwC Japan有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネットなどを経由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、昨年度に不適切事案が判明した当社の連結米国子会社においては、ガバナンスの強化を図り改善策を実施しているところであり、この改善策の実施状況及び当社グループ全体への展開状況について、監査等委員会として引き続き確認してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

株式会社フジクラ 監査等委員会

常勤監査等委員 成毛幸二 ㊞

監査等委員 花崎浜子 ㊞

監査等委員 吉川恵治 ㊞

監査等委員 山口洋二 ㊞

監査等委員 目黒高三 ㊞

(注)監査等委員花崎浜子、吉川恵治、山口洋二及び目黒高三是、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上